



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】令和4年のDC改正

確定拠出年金（DC）制度は公的年金を補完する私的年金ですが、掛金や年金給付が税の優遇を受けられることから準公的年金の性格も併せ持ちます。今年は公的年金制度が大きく改正されたことで、DC制度も連動するかたちで幅広い改正が行われました。

令和4年のDC改正一覧

施行日	改正内容（赤字が注目改正）
3月1日	企業型DCに関する業務報告書の見直し
4月1日	受給開始年齢の選択拡大（60～70歳⇒60～75歳）
5月1日	企業型DCの加入可能年齢拡大（65歳⇒70歳） iDeCoの加入可能年齢拡大（60歳⇒65歳）
	企業型DC・iDeCoの脱退一時金の受給要件見直し 年金資産の移管（ポータビリティ）の改善
10月1日	企業型DC加入者に対するiDeCoの加入要件緩和 企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCoの選択

用語解説

確定拠出年金制度には、会社が掛金を拠出して老後の資産を形成する「**企業型DC**」と、労働者（加入者）自身が掛金を納付して老後の資産を蓄える「**個人型DC（通称“iDeCo”）**」の2種類があります。

【おさらい】DCの特徴

- ・ 拠出した掛金は、最低60歳まで受け取ることができません。
- ・ iDeCoで拠出した掛金は、年末調整や確定申告で所得控除として申告できます。
- ・ DCを年金や退職金で将来受け取るときには、各種控除の優遇があります。

！ ここがポイント

● 制度改正の狙いと注意点

今年のDC改正の狙いを二言でいえば

①**加入条件の緩和**、と②**ポータビリティの拡充**、にあります。

いずれの改正も加入者を増加させる意図が見えますが、課題もあります。

①は、老後の生活に占める公的年金の比重が相対的に低下していくことを裏書きしています。

②は、先日報道にあったように、転職などの移管時に手続漏れがより増える懸念があります。

継続した制度拡充が求められます。

労務Room Q & A

Q

今後、企業年金にはどのような改正が予定されていますか？

A

2024年10月より企業年金のもう一つの柱である**DB**（確定給付企業年金）とDCの掛金運用が統一される改正が予定されています。

現在DB導入企業における企業型DCの掛金限度額は一律に設定されていますが、DBと企業型DCの合算で拠出限度額を設定して、あわせてiDeCoの拠出限度額も引上げる内容です。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

「我田引鉄」の10曲

今年は沖縄復帰50年や日中国交正常化（パンダ来日）50年、民藝100年など節目の多い一年でしたが、なかでも「鉄道開業150年」は、秋ごろからニュースで多く報じられていたこともあってご記憶に新しいでしょう。

経済活動の再開や行動制限の緩和も後押しするなかで、年末年始に旅行や帰省で鉄道を利用する人も多いかと思われます。そんな旅のお供に“鉄道SONG”はいかがでしょう。ふるさとや旅先への郷愁を倍増させる10曲を勝手にチョイスしてみました。

①ザ・ビートルズ「スタンド・バイ・ミー」、②ささきいさお「銀河鉄道999」、③中島みゆき「ホームにて」、④石川さゆり「津軽海峡冬景色」、⑤THE BLUE HEARTS「TRAIN TRAIN」、⑥いきものがかり「KIRA★KIRA★TRAIN」、⑦ハンバートハンバート「待ち合わせ」、⑧GLIM SPANKY「大人になったら」、⑨六角精児「ディーゼル」、⑩唱歌「線路は続くよどこまでも」。“あの名曲が入ってないじゃないか”というご批判は甘んじて受けます。あくまで個人の感想です。

「我田引鉄」とは「我田引水」をもじった俗語で、“おらが町”に採算度外視で鉄道を誘致する活動を皮肉ったものです。水も歌も鉄道も、自然に流れるのが一番ですね。

祝・鉄道開業150年



【魚くん探知記】 今月の一尾

鯉・平目 : ひらめ

魚にとって最大の蔑称である“猫またぎ”のなかに「夏の平目」があげられます。

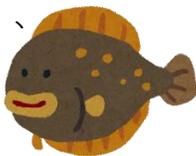
裏を返せば、冬になると「寒ビラメ」と呼ばれるほど旨味が増します。

腹を手前に置いたときの眼の向きから「左ヒラメに右カレイ」と見分けますが、ソテーやムニエルでおなじみの舌平目は、その名のごとく左に目が向いていながら分類上はカレイです。

魚体が平たいので、通常の三枚卸しではなく、五枚卸しという手間のかかる捌き方をします。

大きさや重さによってソゲ（小型）、座布団（大型）の呼び名もあります。

「**座布団**一枚」のオチが最後まで**閃**くことなく、今年も終筆です。



【一劇必撮】 今月の一枚



那須塩原温泉郷・天皇の間記念公園

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



S R P II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言